

海岸法第7条及び8条に基づく申請様式

各種様式

海岸を占有する場合等には、下記の様式により申請手続きを行って下さい。

注1) 主要な様式を抜粋しています。

注2) 申請にあたっては事前協議をお願いします。

注3) 占有と行為の違いは下記リンク「海岸法」より第7条、第8条についてご確認ください。

注4) 案内の様式は近畿地方整備局姫路河川国道事務所へ申請する場合の見本ですので、他の地方整備局に申請する場合の様式等については、各申請先に問い合わせして下さい。

〈新規申請〉

海岸保全区域占有（7条）・行為（8条）に係る新規許可申請書

- ・申請必要書類（占有新規第7条）
- ・申請必要書類（行為第8条）
- ・海岸保全区域占有許可申請書（占有新規第7条）
- ・海岸保全区域行為許可申請書（行為第8条）

〈更新申請〉

海岸保全区域占有（第7条）に係る継続使用時の更新許可申請書

- ・申請必要書類（占有更新）
- ・海岸保全区域占有許可更新申請書（占有更新第7条）

法律の内容については、下記リンクからご確認ください。

- ・[海岸法](#)
- ・[海岸法施行令](#)
- ・[海岸法施行規則](#)

◇本件に関するお問い合わせ及び申請書等提出先は以下のとおりです。
電子メールで申請書を提出していただくことも可能です。

国土交通省 近畿地方整備局
姫路河川国道事務所 東播海岸出張所

〒673-0845

兵庫県明石市太寺2丁目11-16

TEL 078-911-6011

FAX 078-911-7433

申請受付専用メールアドレス:kkrraa-himeji@mlit.go.jp